

障 第 1250 号
令和 7 年 3 月 28 日

指定障害福祉サービス事業所を運営する法人の代表者 様
(盛岡市指定障害福祉サービス事業所等設置法人等を除く。)

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

令和 7 年度福祉・介護職員等処遇改善加算に係る届出について

福祉・介護職員等処遇改善加算の算定に係る届出について、厚生労働省から別添「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和 7 年度分)」(令和 7 年 3 月 7 日付け障障発 0307 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及びこ支障第 11 号こども家庭庁支援局障害児支援課長通知)に基づき、本県における届出様式を別添のとおり改正しましたので、令和 7 年度に当該加算を算定する場合は、下記により計画書等を提出されるようお願いします。

記

1 提出期限

令和 7 年 4 月 15 日(火)

※上記期限は令和 7 年 4 月及び 5 月分を算定する場合の特例であり、令和 7 年 6 月以降の加算申請は加算を算定する月の前々月の末日までの提出となります。

2 提出書類

(1) 別紙様式 2-1 (処遇改善加算 総括表)

福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和 7 年度)

(2) 別紙様式 2-2 (処遇改善加算 個票)

(3) 【者】様式第 1 号 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

【児】(様式 1) 障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

※ 「介護給付費等」と「障害児通所・入所給付費」の算定に係る体制等状況一覧表の様式データは、シートで分かれていますので御留意ください。

※ 現在の取得状況を継続する場合でも、毎年度計画書の提出が必要となります。

※ 旧加算の経過措置が終了するため、加算区分 V(1~14)を取得している事業所は当該加算を取得できなくなります。引き続き処遇改善加算の取得を希望する場合は、要件を満

たした上で加算区分Ⅰ～Ⅳにより届出してください。

※ 様式は、本ホームページからダウンロードしてください。

3 提出にあたっての留意事項

令和7年度は「福祉・介護職員等処遇改善加算」と「障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金」の様式シートが一体化（基本情報入力シートに入力することで、加算及び補助金の各申請様式に基本情報が自動転記）されています。それぞれ提出先が異なりますので御留意ください。

なお、「福祉・介護職員等処遇改善加算」を入力する際は、「基本情報入力シート」の「1 提出の目的と提出先の自治体名」の「提出の目的」欄について、必ず「加算様式を指定権者に提出」を選択してください。

手続き	様式シート	提出先
福祉・介護職員等処遇改善加算 ※本通知	別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表) 別紙様式2-2 (処遇改善加算 個票) 上記の他、 体制等に関する 届出書及び 体制等状況一覧表	各指定権者（岩手県、盛岡市） ※指定権者が岩手県の場合、提出先は下記4 のとおりです。 ※指定権者が盛岡市の場合、盛岡市に提出と なります。様式や必要書類は盛岡市のホーム ページを確認願います。
障がい福祉人材確保・職場環境 改善等事業費補助金	別紙様式2-1 (補助金総括表) 別紙様式2-2 (補助金個票) 上記の他、 交付申請書 等	岩手県 ※提出先は「障がい福祉人材確保・職場環境 改善等事業費補助金」のホームページで別途 お知らせします。

※別紙様式番号2-1、2-2が処遇改善加算と補助金で同一であることから、括弧内の表記（処遇改善加算又は補助金）を確認の上、提出をお願いします。

4 福祉・介護職員等処遇改善加算の提出先（指定権者が岩手県の場合）

担当部署		住所及び電話番号等	管轄市町村
盛岡広域振興局	保健福祉環境部 福祉課	住所：〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 電話：019-629-6568 F A X：019-629-6579 メール：BA0003@pref.iwate.jp	八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町、葛巻町、紫波町、矢巾町 盛岡市（障害児入所施設のみ）
	保健福祉環境部 指導監査課	住所：〒023-0053 奥州市水沢大手町 5-5 電話：0197-48-2424 F A X：0197-25-4106 メール：BD0012@pref.iwate.jp	奥州市、花巻市、北上市、一関市、遠野市、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町
沿岸広域振興局	保健福祉環境部 福祉課	住所：〒026-0043 釜石市新町 6-50 電話：0193-25-2702 F A X：0193-25-2294 メール：BI0002@pref.iwate.jp	釜石市、大槌町
	大船渡保健福祉 環境センター 管理福祉課	住所：〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 電話：0192-27-9913 F A X：0192-27-4197 メール：BG0002@pref.iwate.jp	大船渡市、陸前高田市、住田町
	宮古保健福祉環 境センター 福祉課	住所：〒027-0072 宮古市五月町 1-20 電話：0193-64-2213 F A X：0193-63-5602 メール：BJ0003@pref.iwate.jp	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
県北広域振興局	保健福祉環境部 福祉課	住所：〒028-8042 久慈市八日町 1-1 電話：0194-53-4982 F A X：0194-52-3919 メール：BK0002@pref.iwate.jp	久慈市、洋野町、野田村、普代村
	二戸保健福祉環 境センター 福祉課	住所：〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 電話：0195-23-9202 F A X：0195-23-6432 メール：BL0002@pref.iwate.jp	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村

※1 法人が管轄の異なる複数事業所について一括して計画した場合は、同じ内容の計画書をそれぞれの提出先に提出願います。

※2 指定権者が盛岡市の事業所については、提出先は盛岡市となります。

5 令和6年度実績報告

令和6年度に加算を取得した事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日（令和7年7月31日）までに、知事等に対して実績報告を行う必要があります（令和6年度分については、改正前の様式により報告）。

6 その他

- (1) 本加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、下回ることは想定されていません。
- (2) 実績報告書を提出しない場合は、不正請求とみなし全額返還いただくこともあり得ますので御留意願います。
- (3) 加算を取得する際に提出した計画書等に変更があった場合には、変更届出書（別紙様式4）を提出してください。
- (4) 実績報告書及び関係書類は、2年間保存してください。

【担当】

障がい福祉担当

電話 019-629-5448

FAX 019-629-5454